

京都市八条市営住宅全棟建替事業におけるアドバイザー業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

質 問 事 項		回 答
1	資料閲覧について 民間活力導入可能性調査報告書の閲覧は可能でしょうか。	閲覧可能です。 プロポーザル説明書に記載している問合せ先に、事前に電話にてご連絡のうえ、お越しく下さい。
2	建替事業について 建替により新たに整備する住戸数及び住戸タイプは、既存住宅と同数・同タイプとなりますでしょうか。変わる場合は、整備住戸数及びタイプを教えてくださいませんか。	平成27年度の調査業務委託の結果から、整備住戸数は230戸程度、住戸タイプは35㎡、45㎡及び60㎡程度の3タイプを想定しています。
3	事業範囲について 現在の八条市営住宅における維持管理業務は、住宅供給公社が行われているのでしょうか。	住宅供給公社が行っています。
4	団地内外の活性化について 業務委託説明書に「敷地の一部を多世代交流や次世代の居住促進につながる施設等の用地として活用する」とありますが、敷地の一部とは、事業用地における市営住宅の建替用地を除いた余剰地部分を想定されているのでしょうか。	ご推察のとおり、団地内の敷地を有効に活用することを考えています。
5	事業検討委員会について 業務委託説明書に「事業検討委員会の運営支援」とありますが、事業検討委員会の役割や位置づけ及び開催日程等、詳細を教えてくださいませんか。	京都市執行機関の附属機関(地方自治法第138条の4第3項)として、実施方針や審査基準等の適切さの審議とともに、応募者提案の審査を行います。 なお、開催日程などの詳細は未定です。
6	地元説明会について 業務委託説明書に「地元説明会等の運営支援」とありますが、予定されている開催時期等を教えてくださいませんか。	開催時期等の詳細は未定です。 なお、実施方針の策定など事業の節目に、必要に応じて開催することを想定しています。